

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
上里町	長幡地区(五明・帯刀・長浜・大御堂・藤木戸)	令和3年2月10日	令和5年3月27日

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	409.5 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	239.9 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	110.5 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	45.3 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.01 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	70.0 ha
(備考) ・認定新規就農者(1名)を中心経営体に追加。	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

耕作者及び所有者の5割弱が70代以上となっており、今後更なる高齢化が見込まれる。  
また、後継者も不足しているため、担い手の確保が必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

五明集落の水田利用については中心経営体である認定農業者3経営体が担い、畑利用については中心経営体である認定農業者6経営体が担っていくほか、認定農業者の受入れを促進していくことで対応していく。また、後継者の育成にも注力していく。

帯刀集落の水田利用については中心経営体である認定農業者8経営体が担い、畑利用については中心経営体である認定農業者6経営体が担っていくほか、認定農業者の受入れを促進していくことで対応していく。また、後継者の育成にも注力していく。

長浜集落の水田利用については中心経営体である認定農業者4経営体が担い、畑利用については中心経営体である認定農業者4経営体と認定新規就農者1経営体が担っていくほか、認定農業者の受入れを促進していくことで対応していく。また、後継者の育成にも注力していく。

大御堂集落の水田利用については中心的経営体である認定農業者3経営体が担い、畑利用については中心的経営体である認定農業者5経営体と認定新規就農者1経営体が担っていくほか、認定農業者の受入れを促進していくことで対応していく。また、後継者の育成にも注力していく。

藤木戸集落の水田利用については中心経営体である認定農業者3経営体が担い、畑利用については中心経営体である認定農業者9経営体が担っていくほか、認定農業者の受入れを促進していくことで対応していく。また、後継者の育成にも注力していく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む 範囲
認農 認農 法 認就	省略					
計	38人	水稲・麦・大豆 露地・施設・果樹 養豚・肉用牛・酪 農	111.5 ha	水稲・麦・大豆 露地・施設・果樹 養豚・肉用牛・酪 農	181.5 ha	五・帯・長・ 大・藤

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2: 「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3: 「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

注4: 「農業を営む範囲」にある「五・帯・長・大・藤」は「五明・帯刀・長浜・大御堂・藤木戸」を省略して記載しています。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構への貸付について、重点地区を定め計画的に推進していく。  
また、より効率的に集約できるように、農地中間管理機構と担い手は連携を密にし、情報を共有しながら、事業を推進する。

高齢化や規模縮小、後継者がいないなどにより、耕作できなくなった農地については、中心経営体へ集積を行う。  
農地の集積と集約化により、生産コストの削減や作業効率の向上を図ることができるため、集積にあたっては、分散された農地を整理し、法人や認定農業者、新規就農者等の担い手ごとに集約を行う。

70歳以上の耕作者が5割弱と半数近くを占めているが、その耕作面積の半数以上は後継者がいるため、今後数年間は中心経営体が受け手となることで、耕作地を保てる見込みとなっている。その後の中心経営体の高齢化により、担い手の不足は必ず訪れるため、今から後継者や新規の担い手の育成を行っていく。